

品川区児童厚生施設災害見舞金要綱

制定 昭和51年11月29日部長決定

改正 昭和54年11月22日

改正 昭和60年11月 1日要綱第191号

改正 平成19年11月 1日要綱第140号

改正 平成21年 4月 1日要綱第320号

改正 平成28年 4月 1日要綱第80号

(目的) 第1条 この要綱は品川区立児童センターの事業活動(以下「児童館活動等」)における児童の負傷、疾病等の災害に関して必要に応じ見舞金の支出を行うことにより、もって、児童施設の円滑な運営に資することを目的とする。

(見舞金の支出基準)

第2条 見舞金は児童館活動等にもない負傷疾病等の治療に要した経費のうち、次の各号に掲げるものについて、その保険治療にともなう被保険者負担金を参考にして、10万円を限度として支出する。ただし、次の(1)～(4)の各号に掲げるものについて、治療または症状固定に至るまでの保険治療にともなう被保険者負担金が5千円以上の場合、10万円を限度として支出する。

- (1) 診療
- (2) 薬剤または治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療
- (4) 病院または診療所への収容
- (5) 看護
- (6) 移送

2. 災害発生の事由が第三者の行為によって生じた場合において、当該児童が第三者から同一事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、見舞金を支給しない。

3. 風水害、震災その他の非常災害による児童の災害については、見舞金を支給しないことができる。

4. 生活保護を受けている世帯に属する児童に係る災害については見舞金の支出は行わない。

(見舞金の範囲)

第3条 児童館活動等における児童の災害の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 児童の負傷でその原因である事故が児童館活動等において発生したもの。
- (2) 児童施設において食べ物に起因する中毒その他児童の疾病で、その原因が児童館活動等においてなされたもの。

(見舞金支出権者および支出)

第4条 第2条の規定による見舞金の支出は、当該施設の職員からの報告書（別紙様式1号）の提出により行う。

2. 見舞金の支出は治癒後または症状固定に至った場合支出する。ただし、1ヶ月ごとに支出することができる。

3. 第1項に定める報告を受けたときは、内容を審査し、第2条の規定に従い、見舞金を決定する。

（損害賠償の内払い）

第5条 この要綱に基づいて支払った見舞金は、損害賠償を支払わなければならない場合、その内払いとする。

付 則

この要綱は、昭和51年12月1日から施行し昭和51年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和54年11月22日から施行し昭和52年8月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成19年11月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。